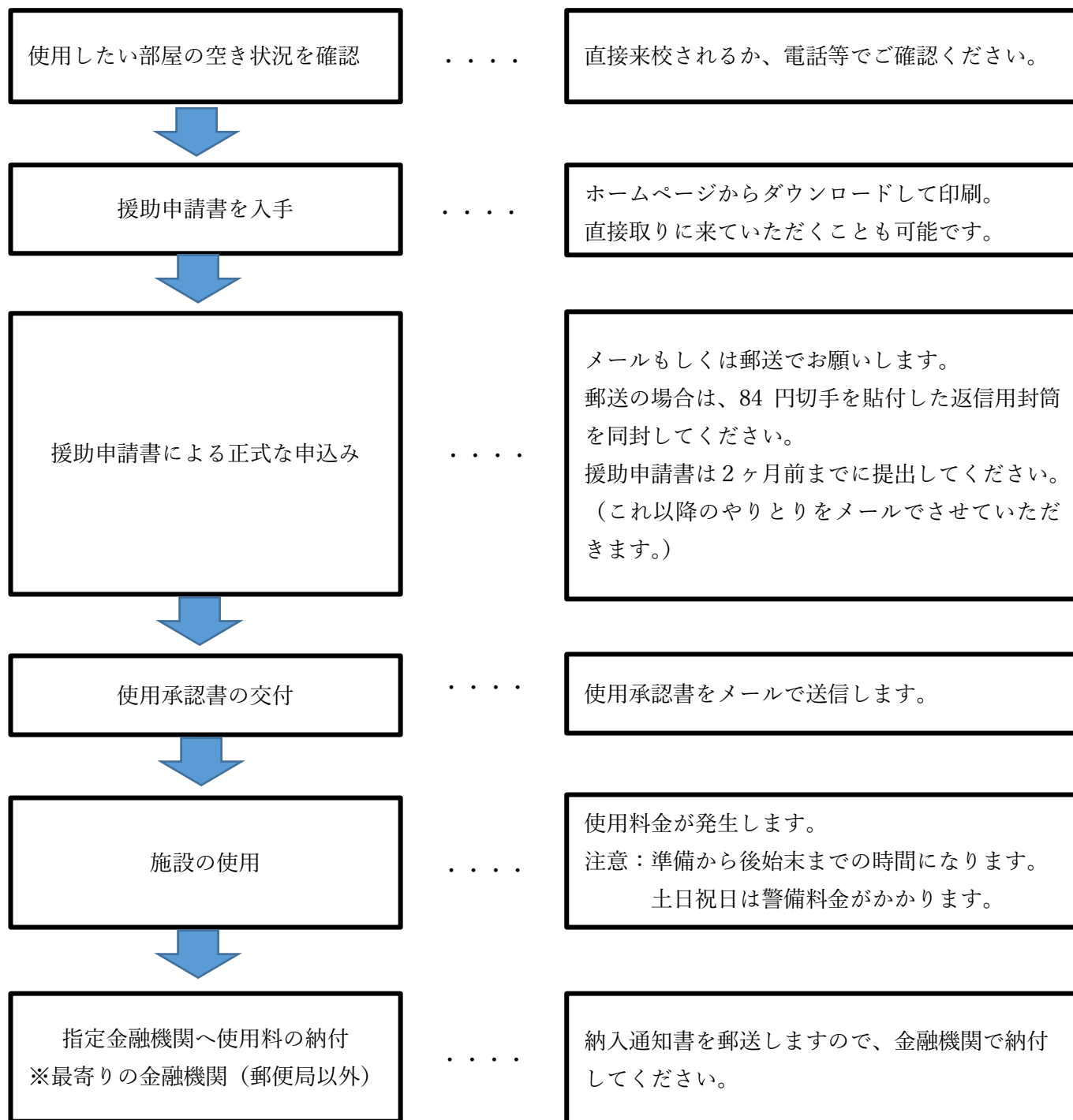


申請手続きについて

1. 手続きの流れ



2. 以下に該当する場合、施設の貸出はできません

- ・使用の目的や内容が、施設の趣旨にそぐわないとき。
- ・施設の目的や内容が、公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- ・営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- ・使用の内容や方法が、施設及び設備等を損傷するおそれがあるとき。
- ・その他、校長が施設の管理上支障があると認めたとき。

3. 使用の変更及び取りやめをする場合

- ・使用承認書の交付を受けた後で、使用日時や会場など記載事項に変更及び取りやめが生じた場合は速やかに、開発援助課へご連絡ください。

4. その他

- ・使用者は、使用承認を受けた目的以外の目的で使用したり、第三者に使用させたりすることはできません。